

北海道教育委員会 公報

平成30年6月5日
(火曜日)

第6207号

目次

告示	
○北海道教育委員会教育長職務代行者について……………	1
○北海道教育委員会教育長職務代行者の事務の委任について……………	1
通達・通知	
○北海道教育委員会教育長の異動について……………	1

告 示

北海道教育委員会告示第28号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、平成30年6月1日、教育長職務代行者を次のように指名した。

平成30年6月5日

北海道教育委員会教育長 佐藤 嘉大

第1順位 委員 鶴羽 佳子
第2順位 委員 末岡 裕文

北海道教育委員会告示第29号

教育長職務代行者が行う教育長の権限に属する事務のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条、北海道教育委員会会議規則（昭和50年教育委員会規則第5号）及び北海道教育委員会傍聴規則（平成2年教育委員会規則第13号）に規定する教育長の権限に属する事務以外の事務は、北海道教育庁教育部長に委任する。

平成30年6月5日

北海道教育委員会教育長職務代行者 鶴羽 佳子

通 達 ・ 通 知

教総第377号
平成30年6月5日

各 部 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育委員会教育長

北海道教育委員会教育長の異動について（通知）

このことについて、次のとおり通知します。

記

1 異動事項

区分	氏名	任 期	備 考
教育長	佐藤 嘉大	平成30. 6. 1～平成33. 5. 31	新任

2 異動後の構成

区分	氏名	備 考
教育長	佐藤 嘉大	
委員	鶴羽 佳子	教育長職務代行者（第1順位）
委員	末岡 裕文	教育長職務代行者（第2順位）
委員	田澤 由利	
委員	橋場 弘之	

委員	山本伸弘	
----	------	--

(総務政策局総務課法制グループ)